

# 地域農業の問題と農林統計 (その1)

農林省統計調査部管理課課長補佐

小 山 智 士

## はじめに

農林省は、昭和45年末に「農業生産の地域指標の試案」を公表した。つまり、わが国農業の主力生産物である米が恒常的な過剰状態にあり、その需給均衡を図ることが農政の緊急課題になつてきたこと、また、米以外の農産物においても、需要と生産が十分に対応していないものもあつて、農業は国際化、物価の高騰などから生産性の向上と国土資源の有効利用が強く要請されるに至り、地域に適合した生産の方向づけを行なうことが必要となつた。そこで、地域の農業生産を長期的な観点にたつて誘導するガイド・ポストとしてこの試案が作成されたのである。

この試案は、全国を14地域に分けて作成されたものであるが、都道府県はこの試案にそつて都道府県独自の方向づけを行なつてきている。47年1月現在、地域指標を作成済ないし作成中の県は1道27県、作成の意図のある県は6県、合計1道33県にのぼつている。

茨城県においては、昭和45年11月「茨城県農業振興の基本構想」を策定し、農業施策の方向と主要施策の推進についての方針を定めている。

それによると、農政の基本姿勢として、(1)国民食糧の確保、(2)自然保護、国土保全の確保、(3)国民生活圏としての農村の整備の三点があげられている。これは今までの農政、つまり一つの産業施策という観点にたつたものでなく、広く県民福祉の上にとつた方向である。その意味では前述の地域指標にくらべ、より総合的見地となつたものであり、地域開発の新理念を確立しようとする「問いかけ」をもつたものとして注目されよう。

同構想による農業施策の方向としては、(1)集团的生産組織による経営規模の拡大、(2)生産流通体制の広域化、(3)社会生活環境の整備の三点をあげている。

農産物の国際化あるいは物価の上昇などを考えれば、当然生産性を向上する必要がある、そのためには規模拡大が必要となつてくることから、他産業との均衡のとれた所得を得るためには、昭和60年において1人当たり200万円と想定した試算によれば、水稻(直播+裏作飼料)→40ha、酪農→経産牛36頭、飼料畑5ha、採卵鶏→3万羽、果樹(クリ)30ha、養蚕→桑園15haなどを、3~8人で経営しなければならぬとしている。しかしながらこれを自立経営でもつて実現することはきわめて困難と判断して「集团的生産組織による規模拡大」を農業施策の1つの柱としている。

つぎに、主要施策としては、(1)農業者の育成、(2)土地利用の高度化、(3)地域農業生産の近代化、(4)流通の合理化、近代化、(5)試験研究の推進、(6)制度金融の充実強化、(7)農業協同組合の整備強化、(8)田園都市計画の推進の8項目が掲げられている。

これらの施策により、農業生産を昭和44年の総額1,952億円(第一位米687億円、第二位畜産521億円、第三位野菜315億円)から、昭和50年には、総額2,066億円(第一位畜産755億円、第二位米518億円、第三位野菜371億円)に引きあげようというビジョンを打出している。

【いずれも40年価格で生産調整を考慮しない数値】

## 茨城県農業の現状

1970年世界農林業センサス結果によれば、昭和45年の総農家数は193千戸で、40年対比95.8%となつており、このうち専業農家は38千戸で40年の約半数55%となつてきている。一方、第二種兼業農家は74千戸で40年対比

127.2%と増加している。農家人口は993千人で40年対比89.9%と減少している。また、耕地についてみると、田は118千haで40年対比109%と増加しているが、畑は111千haで40年対比88.4%と大幅に減少してきている。

農業粗生産額の構成変化をみると、第1表にみられるとおり、昭和35年当時は作物部門の合計が82.3%で、米42.2%、麦12.6%、野菜9.9%などとなつており、畜産合計は14.2%であつた。これが10年後の45年には、作物部門が70.7%と大きく低下し、この内訳をみると、米が32.3%、麦が4.5%となつて大きく後退したのに対し、野菜は20.3%と増加している。また畜産も大きく上昇して26.5%となつており、なかでも養豚は15.8%を占めている。

つまり、作物部門では、米、麦の低下にかつて、野菜類が大きく伸び、畜産部門の伸びも著しく、なかでも養豚の発展はめざましいものがある。

このような動向から、今後の茨城県農業の展望としては、豚あるいは施設園芸など、比較的土壌および気象制約をうけないもので、かつ年間をならして労働配分の可能なものが有利になるものと思われる。このような施設型の経営の今後の方向としては、流通過程の組織化と関連して生産過程の組織化がどうしても必要となつてこよう。

また、麦類、豆類、雑穀なども需給面から国内生産が不足しているものであり、土地利用型経営の対象となる普通畑作地帯を多く保有している茨城県としては、さきに掲げた集团的生産組織による作業規模の拡大を図り、生産性を向上させる方向が考えられる。そのさい、自立経営的な専業農家を中核として、生産組織化を広域的に進めるのも一つの方法であろう。

第1表 農業粗生産額の推移(茨城)

	35年		45年	
	粗生産額 百万円	構成比 %	粗生産額 百万円	構成比 %
総 額	727	100.0	209,192	100.0
作物部門計	598	(82.3)	147,954	(70.7)
米	308	42.2	67,365	32.2
麦	91	12.6	9,327	4.5
雑穀	30	4.1	5,493	2.6
豆類	31	4.2	5,114	2.4
野菜	72	9.9	42,384	20.3
果菜	13	1.8	5,599	2.7
花き	1	0.2	805	0.4
工芸作物	48	6.6	9,915	4.7
種苗・苗木	4	0.5	1,952	0.9
養畜部門計	17	2.3	4,603	2.2
役肉用牛	103	(14.2)	55,462	(26.5)
乳牛	9	1.2	1,530	0.7
養豚	13	1.8	8,413	4.0
養鶏	44	6.1	32,969	15.8
その他畜産物	34	4.6	12,401	5.9
加工農産物	3	0.5	149	0.1
加工農産物	9	1.2	1,173	0.6

資料 農林省統計調査部

## 変貌する市町村の性格

農林省では、昭和37年に農業生産活動が成立する場の環境的条件の経済的地理的性格を表現した経済地帯区分を行なつた。これは、地域の農業構造をその成立する場で

とらえるためであつた。つまり、農業生産の内部条件ばかりでなく、都市的活動との近接の度合、工業立地との関連、自然条件の制約と生計稼得の方法としての林業、漁業などとの結合関係など環境条件によつて大きく規定づけられ、とくに将来における農業構造の変化は、これら非農業部門の動向によつて影響されるものと考えられるからである。

この経済地帯区分は、別表1のような区分基準によつて都市近郊、平地農村、農山村、山村に4区分された。当時は旧町村単位に作成されていたため、設定当時の区分指標はそのまゝにして、昭和40年10月1日現在の新市町村単位に改訂して利用の便をはかつてきたが、その後経済の高度成長に伴う地域経済構造の著しい変化によつて実情にそぐわない面がでてきたため、設定当時の区分規準はそのままとして、昭和40年の数値を利用して区分改訂を行なつた。

別表1 経済地帯別基準指標

経済地帯名	基準指標	指標
都市近郊	第2次産業就業人口率	20%以上
		50% "
平地農村	専業農家率	30%以上
		50%以下
農山村	専業農家率	10%以上
		50%以上
山村	兼業農家率	5%以上
		10%以上

その結果、全国では都市近郊が223市町村も増加しており、平地農村の市町村数が減少している。一方、逆に耕地率の低下、耕地の林地化などが影響して、農山村から山村に性格を変えた町村も53にのぼっている。茨城県の場合では、平地農村から都市近郊へ11市町村が変貌し、都市化の進展を物語っているが、一方、前述のような理由から、従来全くなかつた山村に新たに3町村がランクされたことは注目される。つまり、都市化の進展と過疎現象という両極現象が出てきていることがわかる。

このような新しい経済地帯別の変化をみたのが第2表である。

これによると、人口は当然のことではあるが、都市近郊で増加し、漸次山村にいくにしたがつて減少傾向が激しくなっている。農家数は各地帯ともに減少しているが、茨城の場合、全国の傾向と若干異なり、都市近郊の減少率が低い。これは、もともと農家数が少ないこともあるが、都市化の激しい地帯における最近の傾向でもある。農家のうち専業農家についてみると、各地帯ともに全国平均の傾向とは逆の傾向を示している。また、第二種兼業農家はいずれの地帯でも増加しているが、都市近郊での増加率が低い。つまり茨城の場合、都市近郊地帯では農家数全体の減少率も低く、専業農家の減少率も他の地帯に比べて低く、第二種兼業農家の増加率も低い。これは都市近郊の農家は、地価の高騰と比較的収益の高い農業生産が可能なためであろう。

農業粗生産額についてみても、全国平均では都市近郊地帯の増加率が他の地帯に比べて低いのに対し、茨城では山村地帯について高く、平地農村よりも高くなっている。

つぎに、地域の農業生産の特徴をみる一つの指標として使われる特化係数{(特定市町村の特定作目の粗生産額/特定市町村の農業粗生産額)÷(全国の特定作目粗生産額/全国の農業粗生産額)}を市町村を単位として計算し、これらを総括的にながめてみると第3表のとおりとなる。

茨城県の場合、特化係数1以上(全国平均より高い)の

第2表 主要指標の経済地帯別動向

区分	都市近郊	平地農村	農山村	山村	計	
総人口	全国 45年	69,298千人	15,547	14,196	4,677	103,718
	全国 45/40年	111.4%	99.5	93.6	88.5	105.5
	茨城 45年	988千人	1,026	114	16	2,144
	茨城 45/40年	108.4%	102.2	92.5	86.7	104.3
総世帯数	全国 45年	19,467千戸	3,696	3,514	1,178	27,885
	全国 45/40年	121.6%	108.0	102.1	97.7	115.7
	茨城 45年	254千戸	225	26	3	508
	茨城 45/40年	118.3%	110.4	100.8	96.9	113.5
総農家数	全国 45年	1,487千戸	1,643	1,666	546	5,342
	全国 45/40年	92.7%	96.5	94.0	93.2	94.3
	茨城 45年	46千戸	130	15	2	193
	茨城 45/40年	97.4%	95.3	95.9	95.5	95.8
専業農家数	全国 45年	196千戸	317	264	54	831
	全国 45/40年	66.5%	68.0	68.5	75.3	68.2
	茨城 45年	8千戸	27	3	0.2	38
	茨城 45/40年	63.7%	52.9	56.8	48.3	55.0
第兼二種業	全国 45年	880千戸	682	819	328	2,709
	全国 45/40年	110.8%	119.8	115.8	111.3	114.5
	茨城 45年	22千戸	44	7	1	74
	茨城 45/40年	113.5%	135.6	124.9	136.0	127.2
農家人口	全国 45年	7,642千人	8,216	7,909	2,571	26,338
	全国 45/40年	87.1%	90.0	86.3	84.1	87.5
	茨城 45年	234千人	669	77	13	993
	茨城 45/40年	90.9%	89.9	88.0	86.1	89.9
田面積	全国 45年	795千ha	1,380	968	267	3,410
	全国 45/40年	96.6%	103.9	100.2	97.7	100.5
	茨城 45年	27千ha	84	6	1	118
	茨城 45/40年	111.2%	108.9	102.8	104.2	109.0
畑面積	全国 45年	413千ha	878	829	242	2,362
	全国 45/40年	81.0%	112.0	94.6	97.2	90.2
	茨城 45年	21千ha	82	7	1	111
	茨城 45/40年	82.6%	89.3	95.8	94.1	88.4
の面べ付積	全国 44年	1,513千ha	2,682	2,085	559	6,839
	全国 44/40年	85.1%	94.3	94.2	92.9	91.9
	茨城 44年	63千ha	223	19	3	308
	茨城 44/40年	92.3%	91.1	99.2	71.9	91.6
粗生産額	全国 44年	1,251億円	1,731	1,280	302	4,534
	全国 44/40年	144.7%	151.7	152.2	155.3	150.1
	茨城 44年	40億円	141	12	2	195
	茨城 44/40年	153.0%	144.4	153.0	177.7	146.8

資料 農林省統計調査部

市町村数は、米で20市町村、野菜39市町村、畜産53市町村、果樹6市町村となつており、畜産と野菜の市町村数割合は全国平均よりかなり高い。これらの傾向は、前述の「茨城県農業の現状」と照応するものである。

### 地域統計の必要性和その役割

基本法農政の発足以来、地方農政局の開設とともに地域農政が推進されてきたが、一方では全産業的視野にたつた国土の有効利用という立場から、新全国総合開発計画法の制定および新都市計画法、山村振興法、農業振興地域整備法、過疎地域対策緊急措置法等が相つて制定され、国、市町村段階での諸地域の策定、地域の指定が行なわれている。

さらに45年末に公表した「農業生産の地域指標の試案」に基づいて、都道府県、市町村では農業生産の方向づけを進めつつある。

これらの作業を進めるためには、幅広い統計資料を用いて総合的に現状分析を行ない、その現状認識に立脚して将来の目標を描かなければならない。地域振興あるいは地域開発などは、通例国が企画立案し、都道府県が国と協議のうえ作成した基本方針、要綱および基本計画等に基つて、市町村が具体的計画をたて、末端に計画をおろしていく仕組みとなつている。したがつて、都道府県あるいは市町村が計画を樹立する場合、それらの計画は国の計画と斉合性をもつと同時に地域計画としての独

第3表

## 作目別特化階層別市町村数

作目 地域	特化係数(42年)		0.0~0.5			0.5~1.0			1.0~1.3			1.3~1.8			1.8~		
	特化係数の増減 (42/35年)		5% 以上 減少	5% 内 増減	5% 以上 増加	5% 以上 減少	5% 内 増減	5% 以上 増加	5% 以上 減少	5% 内 増減	5% 以上 増加	5% 以上 減少	5% 内 増減	5% 以上 増加	5% 以上 減少	5% 内 増減	5% 以上 増加
	全	国															
米	全	国	489	42	114	612	213	279	196	206	197	66	273	456	—	41	104
	構成比	茨城	14.5	1.2	3.4	18.1	6.3	8.3	5.8	6.1	5.8	2.0	8.1	13.5	—	1.2	3.1
	茨城	6	—	1	41	16	8	—	6	3	—	—	11	—	—	—	
	構成比	茨城	6.5	—	1.1	44.6	17.4	8.7	—	6.5	3.3	—	—	12.0	—	—	—
野菜	全	国	696	89	230	559	131	578	210	59	439	64	14	160	47	13	83
	構成比	茨城	20.6	2.6	6.8	16.6	3.9	17.1	6.2	1.7	13.0	1.9	0.4	4.7	1.4	0.4	2.5
	茨城	13	1	—	28	3	8	5	6	16	3	2	6	—	—	1	
	構成比	茨城	14.1	1.1	—	30.4	3.3	8.7	5.4	6.5	17.4	3.3	2.2	6.5	—	—	1.1
畜産	全	国	468	35	123	652	123	437	413	113	659	38	13	155	32	14	36
	構成比	茨城	13.9	1.0	3.6	19.3	3.6	14.4	12.2	3.3	19.5	1.1	0.4	4.6	0.9	0.4	1.1
	茨城	3	—	—	16	6	14	6	4	40	—	—	3	—	—	—	
	構成比	茨城	3.3	—	—	17.4	6.5	15.2	6.5	4.3	43.5	—	—	3.3	—	—	—
果樹	全	国	899	125	918	117	35	290	146	42	380	31	18	60	8	18	38
	構成比	茨城	26.6	3.7	27.2	3.5	1.0	8.6	4.3	1.2	11.3	0.9	0.5	1.8	0.2	0.5	1.1
	茨城	34	6	36	1	1	7	2	—	4	—	—	—	—	—	—	
	構成比	茨城	37.0	6.5	39.1	1.1	1.1	7.6	2.2	—	4.3	—	—	—	—	—	—

(注) 構成比は当該地域の総市町村数で特化階層該当市町村を割つもの、したがって該当なしの市町村がある場合は、横計が100%にならない。

自性を持つていなければならぬ。つまり地方自治体として地域住民の福利厚生を増大し、格差を是正するためには、国民経済的な観点にたつた上位計画と斉合性をもつた地域の計画を考えると同時に、地域の社会経済の特徴を十分に生かした独自の計画を樹立するという両者の調和が不可欠とされるのである。

このためには、国、都道府県段階の統計はもとより、さらに市町村段階の統計が整備されていなければ、相ついで成立する地域関連政策に対応した計画策定作業を行なうことはできない。

もともと農林統計の使命は、農林政策を樹立するために農林業の地位役割をあらかにするための資料、農林行政を公平かつ効率的に行なうための実施基準、さらには農林行政の浸透と効果判定資料を提供するものであるが、最近相ついで制定された地域農業の総合的整備開発関連施策の実施にともなつて、地域統計の充実が急務となつてきている。いうまでもなく近時の経済成長の過程

において、農業、農村の地域的等質性は急速に失われ、その地域構造は多様な分化をとげ、農業空間の生産システムは「農業、生活、工業」という他産業との競合を含む多元的な生産システムへと急速に変貌しつつある。

このような状況のなかで、いまや「地域」という概念は、国家行政上重要な多くの局面を考える場合の共通の基盤、「具体的」な行政概念として、行政の各段階でより強く、より現実に即して意識されるに至つている。とくに農林行政は困難な諸問題を多く抱え、しかも総合農政を具体的スケジューリングによつて、地方末端市町村まできめ細かく推進浸透させるためには、前述したように、国が掲げた行政目標との斉合、調和をはかると同時に、これと併行して地域独自の行政目的に即して行政を推進する必要がある。そのためには、行政目的別の行政対象、行政客体に密着した各種の地域統計が必要であることはいままでもない。(つづく)

## ) 統計 ニ ュ ー ス (

## ◇ 2 月 の 主 な 行 事 ◇

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ○ 1日 農業基本調査実施日       | ○17~18日 教育統計調査関係プロ会議 |
| ○4~5日 個人企業経済調査関係プロ会議 | ○22~23日 労働力調査関係プロ会議  |
| ○14~15日 関プロ統計主管課長会議  | ○22~24日 統計実務講習会      |
| ○15~16日 関プロ県民所得事務研究会 | ○ 29日 消費者動向予測調査日     |
| ○17~18日 商業統計調査関係プロ会議 |                      |

## ■ 統計実務講習会の開催 ■

県および県統計協会の共催による昭和46年度統計実務講習会は、2月22日(火)~24日(木)の3日間、十王町の国民宿舎「鶴の岬」で、県および市町村統計職員を対象に開催される。講習科目はつぎのとおりである。

- 1 利用されやすい統計表の作り方
- 2 統計調査と産業分類
- 3 統計業務を円滑に推進するためには
- 4 統計調査の結果の見方、利用の仕方